

入社者が、以下の期限内に自己都合（能力不足、疾病又は死亡等も含む）により退職、又は本人の責による解雇となった場合（以下、「退職等」という）、乙は下記に定める割合に従い算定した額を甲に返還する。ただし、退職等が甲の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではない。

- | | |
|-------------------|-----------|
| ・入社後1ヶ月以内の退職等 | 人材紹介料の80% |
| ・入社後1ヶ月超3ヶ月以内の退職等 | 人材紹介料の50% |
| ・入社後3ヶ月超6ヶ月以内の退職等 | 人材紹介料の10% |